

# 令和6年度 輸送の安全に関する取り組み

2024.10月～2025.9月

株式会社オー・ティー・ビーでは、輸送の安全を確保する為に以下の通り、全社員一丸となって輸送の安全に取り組めます。

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

### 安全方針

## 輸送の安全は、我社の根幹

社長は「輸送の安全確保」が事業経営の根幹であることを深く認識し社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。また現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させます。

「重点施策」を定めその実践により全社員が一丸となって安全で快適な輸送サービスの提供に努めています。

全ての社員、運転士、整備士一人一人が「安全を自らの使命」として常に改善、向上の意識を持ち実践します。

また輸送の安全に関する情報を積極的に公表します。さらにPDCAサイクルを回し更なる輸送の安全を目指して行きます。

### 1-1 輸送の安全に関する重点施策

令和4年度の輸送の安全に関する重点施策は、以下の通りとする。

- 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- 輸送の安全に関する費用(車両整備含む)支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有します。
- 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、的確に実施します。

## 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

実績 (令和5年度)令和5年10月1日～令和6年9月30日

人身事故	0 件	(令和4年度 01 件)	前年比 未達成
物損事故	33 件	(令和4年度 44 件)	目標 75% 未達成 ※被害事故(6件)含む

目標 (令和6年度)令和6年10月1日～令和7年9月30日

人身事故	0 件	(令和5年度 00 件)
(物損事故 対前年度対比50%削減) 16 件		(令和5年度 58 件 ※飛石被害 25件含む)

## 3. 自動車事故報告規定第2条に規定する事故に関する統計(重大事故)

令和03年度(2021.10～2022.9)	0 件
令和04年度(2022.10～2023.9)	1 件
令和05年度(2023.10～2024.9)	0 件

## 4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置(計画)

輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。

P		D		C	A
実施内容	実施時期	具体内容		評価	改善
運輸会議 (責任者:営業所長)	毎月1回	運行計画の確認、発生事故検証及び対策、緊急時体制確認及び各営業所、担当者からの報告		前月及び前年対比	議事録の作成/定例会議、全体会議、安全会議にて検討
定例会議 運転士ミーティング (責任者:営業所長)	毎月1回	通達及び伝達事項の確認、イレギュラー及び事故事例共有、品質向上に伴う意見交換		教官及び指導運転士による確認	議事録の作成/営業所内掲示/運輸会議にて報告
全体会議 (責任者:安全統括管理者)	6月・12月 年2回	管理の受委託契約会社と共に安全品質向上に向けた意見交換及び対応策を検討		訪問監査 (年1回)	街頭調査及び運輸会議、安全会議にて報告
安全会議 (責任者:安全統括管理者)	3月・9月 年2回	事故、故障発生状況を基に対処策を策定		前月及び前年対比	運輸会議及び定例会議において通達、指導

- 事故防止対策として月間目標及び重点サービス規程を作成し運転士への周知徹底を図ります。  
「挨拶・規律・感謝」をスローガンに掲げ営業所出発時安全運転の宣誓をして安全意識の向上に努めています。
- 点呼時に免許証リーダー・アルコールチェッカーによるチェックを実施し、発熱、体調、免許証携帯、有効期限の確認  
飲酒検査0.00mg/ℓ以外では乗務させないなど厳格な運行管理を行っております。

(4-3) 安全運動 輸送の安全運動を下記の通り年4回実施し、輸送の安全性向上に努めます。

- ① 春の全国交通安全運動(4月初旬)
- ② 夏季輸送安全総点検(7月)
- ③ 秋の全国交通安全運動(9月下旬)
- ④ 年末・年始自動車輸送安全総点検運動(年末・年始)

(4-4) 酒気帯び運転や薬物使用を未然に防ぐため年間教育の他、営業所内に掲示物による啓発活動をおこなっています。

(4-5) 運行管理者(補助者含む)は外部研修やセミナーに参加し事故防止や関係法令等の知識向上に努めます。

輸送の安全に関する費用(車両整備含む)支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。

P		D	C	A
実施内容	実施時期	具体停内容	評価	改善
予防整備の実施 (責任者:整備士)	随時	故障及び異常(軽微なものを含む)において修理履歴を確認し原因を究明。同型車に対して事前修理を行う。又、点検車検時に指摘された修理箇所は早期対応する。	点呼 修理依頼書 点検シート	運輸会議にて報告/規程及び予算の見直し

予算 4,900万円 (定期点検費用、12ヶ月点検費用、タイヤ交換費用を除く)

(4-6) 予防整備を強化し路上故障を防ぎます。

(4-7) 車内の感染症対策や除菌対策も継続して対策します。(座席間仕切りカーテン、オゾン除菌消臭、手指消毒設置等)

(4-8) GPS及び無線機を全車両に搭載し運行中の緊急事態に備え24時間365日いつでも連絡できる体制を整えています。

(4-9) モービルアイ(前方の車両や障害物等に対し警告音と画面で『そのまま走行することで〇秒後に接触する』と警告する装置)を全車両に導入しました。(マイクロ・中型除く) 費用:19,448,000円

測定結果は毎月集計し運転士と共有することで日々の運行において車間距離、車線に対する安全意識を高めます。

## 5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

当社「伝達体制/指揮命令系統図」は別紙のとおりです。

事故、災害等発生時に備え適切かつ柔軟に必要な措置が講じることができるように対策本部組織図と職務分掌を定め会議や机上シミュレーションを基に周知徹底を図っております。

## 6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

P		D	C	A
実施内容	実施時期	具体停内容	評価	改善
車両点検・清掃・除菌 (責任者:営業所長)	毎日	日常点検の実施状況を把握/車内清掃・除菌状況を把握し点検指導及び衛生面の指導を行う	巡回確認	運輸会議にて報告/指導内容は営業所に掲示
安全教育 (責任者:教育担当)	2ヶ月に1回	一般的な指導及び監督の指針に基づく年間教育計画を定め実施(別紙)	理解度確認/ 指導運転士 による面談	理解度及び現場運転士からの提案を集約し見直し
特別教育 (責任者:教育担当)	入社時及び 入社後3年 経過	新たに雇い入れた運転士(経験者、未経験者問わず)を対象とした座学と技能の基礎教育及び接客接客教育/入社後3年を経過した者に対し適正診断結果による指導及び面談	理解度確認/ 指導運転士 による面談	内部監査での確認/カリキュラムの見直し
ヒヤリ・ハット提出運動 (責任者:教育担当)	3月・8月 年2回	運行終了点呼時に提出し映像を管理する。また強化月間を交通量の多い時期に定め提出強化中は1人1件以上の提出を義務づける	書類提出 映像確認	映像の解析/掲示物の作成/出庫点呼時に活用
危険予知訓練(KYT) (責任者:教育担当)	毎週更新 5月	出庫点呼において過去のヒヤリハット事例及び事故事例の映像を確認し危険予知の意識を高める。年間教育実施計画に基づき映像教育を実施する	確認時捺印 コメント記入 年間教育	運輸会議にて報告/映像の解析/掲示物の作成/出庫点呼時に活用

安全教育目標(実施項目件数) 100% (令和5年度 25/26項目 達成率 96%)

特別教育目標(実施件数) 100% (令和5年度 達成率 100%)

ヒヤリ・ハット提出目標 60%以上 (令和5年度 3月 84/96件 87% 達成)

(令和4年度 8月 92/100件 92% 達成)

(6-1) 定期健康診断を年2回実施し診断結果に対する当社契約産業医の所見を基に指導、面談をしています。

(6-2) タイヤチェーンの脱着訓練及び緊急時避難訓練を年1回実施しています。

## 7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

P		D	C	A
実施内容	実施時期	具体停内容	評価	改善
安全監査 (責任者:運輸課長)	随時	街頭指導(停留所及びSA・PA)及び運行中の映像を確認	映像確認 街頭調査	運輸会議にて報告/結果報告を営業所に掲示/個人面談、指導、再教育
内部監査 (責任者:担当課長)	年1回	運輸安全マネジメント実施状況の実施状況を確認。計画の進捗状況、目標の達成度、課題を図る	書類提出	運輸会議及び安全会議において報告/是正及び予防措置/情報の公開

安全監査結果及び措置内容

実施日 2024年4月初旬～6月下旬(複数回)  
 実施場所 各営業所(ドライブレコーダー映像を確認)  
 監査対象 関東-関西線、東京-広島線、東京-青森線、東京-福岡線、関西-福岡線 等  
 監査員 運輸部職員  
 監査内容 運行中の服務規程及び社内ルールの遵守状況の確認  
 運転姿勢、料金所進入速度、シートベルト着用状況、SAPA駐車時の安全確認作業 等  
 監査結果 概ね問題なく遵守されていた。  
 一部の運行において設定速度違反が確認されたため是正の指導を実施した。  
 ガイド席に着席時、運転士同士の不必要な会話が確認されたため是正の指導を実施した。  
 指導を必要とした者に対しては概ね2～3週間程度期間を空け、改善されているか再度確認した。  
 課題 安全を確実にするためルールであることをしっかり意識し今後も“つい・うっかり”という判断ミスによる事故が起きないように、高い意識を継続して持てるよう日々の点呼だけでなく  
 定例会議(運転士ミーティング)を活用し意見を求め運転士一人ひとりの理解度を深めていく必要がある。

内部監査結果及び措置内容

実施日 2024年6月5日(西東京営業所)・6日(千葉営業所)・7月18日・19日(福岡営業所)計4日間  
 実施場所 各営業所  
 監査対象 千葉営業所・西東京営業所・福岡営業所  
 監査員 運輸部課長  
 監査内容 安全運行管理と法令順守 / 教育指導実施状況  
 教育指導実施状況 / 労務管理 等  
 監査結果 概ね問題なく実施できているが、一部帳票類の転記作業において滞っているケースが確認された。  
 個々の担務を超えて進捗状況を職員間で共有し遂行するよう指導した。  
 又、事故防止につながる案(ドラレコ活用、ハザードマップ作成等)は積極的に実施するよう通達した。

8. 安全管理規定

当社「安全管理規程」は別紙のとおりです。

9. 安全統括管理者

安全統括管理者  
 代表取締役 山下 泰司

『旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項等』  
 (国土交通省告示第1337号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について

2024.9月30日現在

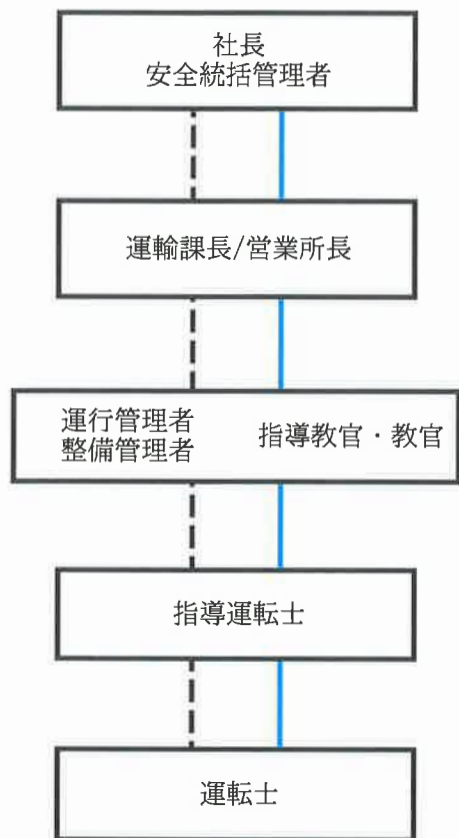
事業者名		株式会社オー・ティー・ピー		
許可年度		平成29年		
許可に付された条件の内容		-	-	
営業所の名称		東京営業所	西東京営業所	
営業所の所在都道府県名		東京都		
営業区域		東京都		
バス協会等への加入状況		未加入		
貸切バス事業者安全性評価認定		-		
事業用自動車	大型	保有車両数	11両	1両
		最古年式	平成25年11月	平成27年3月
		最新年式	令和2年9月	平成27年3月
		平均車齢	8年	9年
		ドライブレコーダー搭載	100%	100%
		デジタル式運行記録搭載	100%	100%
		ASV搭載車両数	100%	100%
		運行の態様	観光輸送	観光輸送
任意保険の加入状況	対人保険	無制限	無制限	
	対物保険	無制限	無制限	
運転者	正規雇用	23名	7名	
	正規雇用外	0名	0名	
	平均勤続年数	8年	2年	
運行管理者数		7名	3名	
運行管理者補助者数		5名	3名	
整備管理者数		1名	1名	
整備管理者補助者数		12名	5名	
運輸安全マネジメント		評価の実施状況		
(直近3年間)		民間指定期間における認定セミナーの受講状況		
			-	

10. 処分内容、講じた措置等

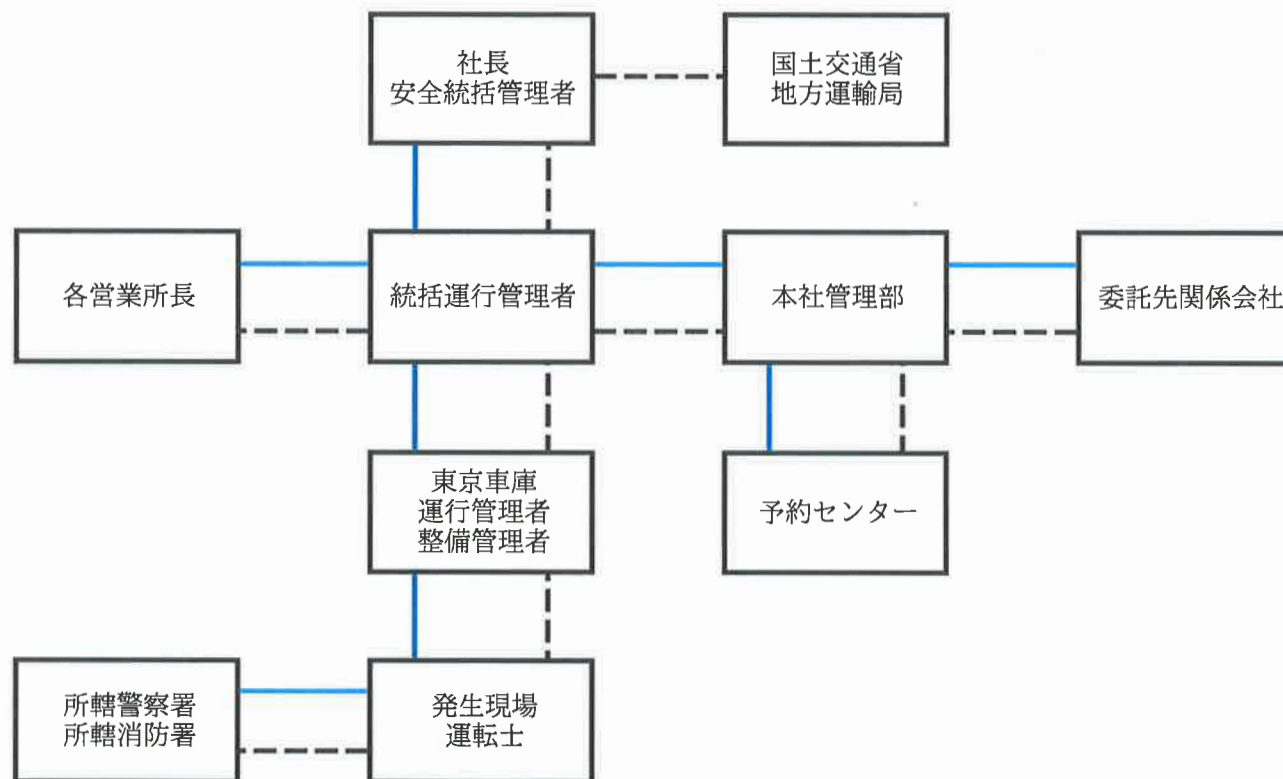
東京営業所: 令和6年3月7日から3月21日までの15日間 道路運送法第10条(割戻しの禁止違反)  
 講じた措置: 料金の請求(手数料)について見直しを図りました。

以上

安全管理体制図



緊急時(重大事故及び災害発生)の連絡体制



— 指揮命令系統  
- - - 報告連絡体制

年間教育計画 ※(概ね二ヶ月に一度の実施)	
10月	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況①(事故分析及び再発防止策)
	事業用自動車を運転する場合の心構え
	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法①(故障、事故、事件時の対応について)
	接客サービス・マナーの向上対策について
	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法(アンガーマネジメント教育を含む)
11月	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法② (降雪時等異常気象時における安全運転※チェーン講習)
12月～1月	年末年始輸送安全総点検の実施項目について
	運行管理規程、服務規律などの社内規程について
	事業用自動車の構造上の特性①
	安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
2月～3月	ヒヤリ・ハット提出運動
	健康管理の重要性(薬物防止・健康障害・睡眠について)
	アルコールに対する教育(飲酒指導)
4月～6月	ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 ※4月～6月における各運転士の運転時ドライブレコーダーの映像を確認し、順次面談を実施する。 接客サービス・マナーの向上対策について(車内アナウンス時の映像を確認し、指導) 運転者の運転適性に応じた安全運転(適性診断結果を基に指導)
	春の交通安全実施項目について
	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき事項 (道路運送法、道路交通法、改善基準について)
	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法③ / ヒヤリハットの映像を基にした危険予知トレーニング 事業用自動車の構造上の特性②(適切な操作※狭路、内輪差、後退操作) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法④ ※緊急時対応訓練(避難訓練、非常口開閉、非常用信号用具・消火器等の取扱い、応急救護等)
7月～8月	接客サービス・マナーの向上対策について(基本・応用)
	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項について
	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項について
	ヒヤリ・ハット提出運動
9月	秋の交通安全実施項目について
	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況②(経路教育)

※適正診断は順次受診し、受診後指導する。

ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等を自社内で共有 運転者からヒヤリ・ハットの報告、一般の方からの苦情の申出、または事故等の発生時において、ドライブレコーダーの記録を使用し、運転者に運転特性を把握させ、指導を行う。
---